

秩父市農業委員会 令和7年 第11回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和7年11月21日(金)午後1時30分
- (2) 閉会日時 令和7年11月21日(金)午後2時50分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委員氏名	出欠状況
1番	新井範	出席		第1区域	今井和美	出席
2番	○吉川稔	出席			松澤眞一	出席
3番	青野孝司	出席	●	第2区域	栗原恒明	出席
4番	黒田昭雄	出席	●		関根正男	出席
5番	長谷川玲	出席		第3区域	田口徳行	欠席
6番	○横田友	出席			小久保健司	欠席
7番	豊田恵男	出席		第4区域	齊藤稔	出席
8番	黒沢昌治	出席			富田典孝	出席
9番	○新田恭一	出席		第5区域	新井明弘	欠席
10番	芦田希美	出席			新舟文男	出席
11番	富田博明	出席			岡田英幸	出席
12番	井原愛子	欠席			高田忠一	出席
13番	新井一雄	出席		第6区域	木村誠司	出席
					浅見喜一	出席

○印 農業委員会長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
日程第2 議事日程の報告
日程第3 総会成立の報告
日程第4 議事録署名委員の指名
日程第5 審議議案の報告
日程第6 議案審議
 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）
 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について（4件）
 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）
 議案第56号 農用地利用集積等促進計画の意見について（1件）
日程第7 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤 美紀子		主幹	小川 英孝	書記
参与	浅賀 照夫	書記	主任	川上 優太	
主査	笠原 信之		主任	平沼 治貴	
主事	高野 友陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中11名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

3番 青野 孝司 委員 及び 4番 黒田 昭雄 委員 以上、お二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 浅賀参与 を指名いたします。

日程第5 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和7年第1回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について（4件）

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）

議案第56号 農用地利用集積等促進計画の意見について（1件）

以上でございます。

日程第6 議案審議

議案第53号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（浅賀参与） 私からは番号1について説明します。

本案件につきましては、贈与により所有権を移転するものです。

申請者は現在の所有者である●の農地を贈与により、●が取得し、耕作を計画しております。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●●●番●●●m²で●●●●●●●

●側●●●m位に位置しております。現地を確認したところ、耕作農地でした。

立地の基準につきましては、用途区域内の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

譲受人は、●●歳で農作業歴●●年と長く、現在居住地に隣接し農地を所有しておりますが、本会

議において4条申請により違法転用解消のため住宅敷地拡張の申請が同時に提出されております。

このため、本人名義の農地は今回の取得予定の隣接農地のみとなる予定で、贈与により譲り受けた

農地を耕作をする計画です。今回の申請により、新しい農地を取得し農業を行う計画で、●●、●

●●●、●●●の栽培を計画しております。

今回の総会においては、違法転用解消のために、譲受人、譲り渡し人双方より始末書添付で、4条の追認の申請がされております。 以上でございます。

事務局（小川主幹） 私からは番号2について、説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、秩父市●●字●● 畑、1筆、計●●●m²、申請地は●●●●の●側 約●●●m離れた場所に所在する土地で、平成●●年に相続により取得しました。

譲受人は申請地の隣地に居住しており、申請地を売買により取得し、耕作したいと申請されました。

申請地は、●●●●●、●●●●●、●●●●等の作付けを計画しております。農機具としては、●●●●●、●●●、●●●●●を所有しております。

以前は、不耕作地だったとの話ですが、委員さんと現地確認したところ、手を入れて保全管理されておりました。説明は以上です。

黒澤事務局長 番号3と番号4について、闇連がございいますので一緒にご説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地ですが、番号3は、●●字●●●、畝、1筆●●●m²で、譲渡人が昭和●●年に相続により取得した土地となります。

番号4は、●●字●●●、畠、6筆、合計●●●●m²、譲渡人が令和●年に相続により取得した土地となります。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●より ●●に約●kmの所に位置しております。申請事由は、新規就農。権利の種類は壱買による所有権移転です。

番号4は、譲渡人が、相続により取得した●●●●となります、会社員で農業を引き継ぐ意向がなく、近隣で●●●●を経営している農家さんと話がまとまり、申請に至りました。

番号3につきましても、もともと番号4の●●●の一体利用地として、利用されていた農地であり、所有者は高齢で、今回一緒に売却する事となりました。

譲受人は、その●●●の●さんの●●さんで、年齢は●●才、耕作暦は●年、現在、●●●の農園で、一緒に●●●や●●●の栽培を手掛けており、作付計画書では、今回の申請地の、●●●を継承して、●●●を作付する計画となっています。

農機具は、●●●の農園から借りる予定となっております。先日、長谷川委員さんと栗原委員さんと現地調査を行い、保全管理の状態でありますことを確認いたしました。

んと現地調査を行い、保生管理の状態である
結果として、番号にについてご説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、譲り受け書記載のとおりで主

申請地は、●●字●●、畳、1筆、●●●m²で、譲渡人が令和●年●月相続により取得した土地となります。

申出地は、上記の約〇〇〇の所に位置しております。

案内図をご覧ください。申請地は、**□□□□□**より**□□□**に約
申込書中は、農業経営相談士、扶利の種類は住田貸借です。

申請事由は、農業経営規模拡大、権利の種類は使用賃借です。
譲受人は、譲渡人の●●●●、●●●●さんであり、農業経営規模の拡大を進めている譲受人と
自家生産に併置する今回の申請地について、使用賃借による譲渡がなされ、申請に至りました。

譲受人は●●才で 耕作暦は●年、現在借入地において水稻の作付けを行っており、作付計画書では、今回の申請地には、●●●●●●●●を建設する計画となっております。

農機具は、●●●●●2台、●●●●●2台、●●●1台、●●●2台、●●●●●1台、●●●1台を所有しております。

先日、豊田委員さんと栗原委員さんと現地調査を行い、草刈りはしてありましたが不耕作の状態であることを確認いたしました。説明は以上です。

事務局（平沼主任） 私からは、番号6について説明いたします。

譲受人・譲渡人・土地の所在・契約内容等は議案書記載の通りです。

申請地は、秩父市●●字●●、畝1筆、●●●m²で、●●●●、●●約●●●m付近に位置しております。

今回、譲受人個人での申請のため、申請書上は農作業歴なしとなっておりますが、譲受人は●●●●●●●●●●で役員をしており、そちらで農業経験があり、●●●●の栽培をしており、今回取得予定の農地でも●●●●を栽培予定です。

現地を確認したところ、草刈等管理・作付けをされておらず、雑草や一部雑木が茂っており、草刈や●●●●●等で耕すことにより利用可能な黄色区分の遊休農地でした。

個人所有の●●●●●●●や●●●●●●●で使っている●●●等を使って耕し農地を整備する予定であります。遊休農地解消となるのではと思います。私からは以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。1番は3条と4条が同時に提出された案件なんですが、ここが第3条出てきた案件で、農地を譲渡されるということで現在、本人も●●、●●●●●●、●●●というの、その圃場に植わっておりました。なんら問題はないのかなと思います。皆さんの判断をよろしくお願ひいたします。

1区 今井 和美委員 1区の今井です。先日事務局と新井委員さんと見てまいりました。今、新井委員さんがおっしゃったように既に●●とか●●とか植えてあって、特に問題はないかと思います。ご審議よろしくお願ひします。

3番 青野 孝司委員 3番青野です。番号2について意見を申し上げます。現地を確認したところ、当該農地は保全管理の状況にあり、また譲受人の住居に隣接しておりました。譲受人は経営規模拡大のため、当該農地を取得したいとの事ですが、活動が図られ、結構な事だと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1区 松澤 真一委員 1区推進員の松澤です。先日、事務局の小川さんと現地を見させていただきましたが、耕作者が●●歳と●●歳となっております。年齢はちょっと関係ないかも知れないんですが、自宅脇の土地ということで、農機具等も揃っており、耕作するには最適ではないかと私は思いました。草木がそのまま残るより耕作していただいた方が、世の中のためにはいいんじゃないかと、そのように感じました。皆さん、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

5番 長谷川 玲委員 5番長谷川です。番号3番、番号4番について意見を述べさせていただきます。先ほど事務局長の方から説明があった通り、新規就農となっておりますが、既に●●●●さんの方で●●●●として農業に関わられておられる方です。申請地前に●●●●農園として使われていたところで資材も少し残っていたんですが、草刈りをしている状態でした。で、そのところが●●●●は継がないとのことで、今回栗原さんからお声をいただいて●●●●の●●●●が使われるということで草刈りをしていただいたそうです。●●●●さんは私もよく通りますが、お客様も入っておられますので、何ら問題ないからと思います、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

2区 栗原 恒明委員 2区栗原です。先ほどから言われておられます、局長や長谷川さんの言われる通りでございます。この農地を●●●●が亡くなった時に、相続のときに自分がいくらか農業委員会でお世話になってるから相談にのりますよということでお話しましたところ、身内の方々にも了解得られまして、●●●●さんに面倒見ていただくということになりました。●●●●さんは申請地のすぐ右上と道路は挟んで右隣というかその2つの●●●●畝の管理されており

ますんで、農地的にはすごくいいんじゃないかと思います。皆様のご審議お願いいいたします。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。53号、5番について説明いたします。この土地も私の住んでる地区の一角ですので、農地パトロールをしております。この●●●君もその矢印のところに●●●●●が建てたハウスがあったのですが、今回田んぼの耕作面積が増えまして、田んぼの播種も2回に分けて播種して、田植えをした状況ですね。その今回申請した土地がちょうど●●●●●の名義になって借りられるということで、新規就農、経営規模拡大で、二度蒔きをしないようにビニールハウスを建てるという状況です。彼もすごい頑張りですので何の問題もなく耕作してくれると思いますので、よろしくお願いいいたします。

2区 栗原 恒明委員 2区栗原です。事務局長、豊田委員の説明の通りですので、特に意見はありません。ご審議の程、よろしくお願ひします。

13番 新井 一雄委員 はい、13番新井です。番号6について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。現地を確認しましたところ、かなりの傾斜地ですが南に面しております、日当たりのいい所です。譲渡人は●●歳、●●●●●●に住んでいるということで、農地管理は難しいと考えます。このままだと当該農地は荒廃することが目に見えています。譲受人は●●の自宅から車で●●●●分はかかると思いますが、今回無償譲渡により●●●●で、●●●●栽培を行うということを聞いております。大変喜ばしいことありますし、歓迎すべきことだと思います。皆様のご判断をお願いいたします。

6区 木村 誠司委員 6区推進員の木村です。先日、新井農業委員さん、事務局の方と、現地を確認いたしました。草、雑木等が茂っている所もありますけども、●●●、また●●●●●等道具もお持ちで、耕していくという事なので問題はないかと思います。また新規就農ということありますけど、法人での経験があるということと、家屋と農地、一括の取得ということで、遊休農地また空き家解消という点からも、応援できたらなと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第53号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第54号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（小川主幹） 番号1番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●●●、畠、2筆、●●●●m²で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の●● 約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、進入路用地です。奥に申請人所有の宅地があり、その土地の管理のために申請地と宅地の一部を通路として利用していましたが、その通路の一部の地目が畠だったことがわかり、今回転用申請に至りました。

現地は、住宅の狭間にある通路として利用されており、幅員は●●●mから●●●mほど、始末書が添付されております。説明は以上です。

事務局（浅賀参与） 議案書3ページをご覧ください。私からは、番号2と3について説明いたします。2と3につきましては、3条申請でご説明させていただいた、違法転用の追認案件となりま

す。

まず最初に番号2ですが、申請者、申請地、の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字●●● ●●●番●、畠、●●●m²で、●●●●●●●側●●● m付近に位置し、所有者住宅に隣接した土地です。

立地の基準につきましては、用途区域内の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、宅地の敷地拡張です。隣接の住宅と一体利用をしている土地であり、地目が畠のままで登記が変更されておらず、今回、転用申請して現状に合わせ地目変更を行うものです。

申請事由ですが、平成●●年に相続により取得した土地で、現状は庭として使用しており、今回の申請となったものです。

現地を確認したところ、申請のとおり住宅地の一部として利用されている状況であり、今回の申請により違反転用の解消を図るもので、申請人より始末書の提出がございます。

番号3ですが、申請者、申請地、の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●●●●●●番●、畠、●●m²で、●●●●●●●側●●● m付近に位置し、令和●年に相続により取得した●●m²です。

立地の基準につきましては、用途区域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、進入路及び貸駐車場です。

地目が畠のままで登記が変更されておらず、今回、転用申請して現状に合わせ地目変更を行うものです。

申請事由ですが、令和●年に相続により取得した土地で、現状は隣接する畠への進入路と貸駐車場として使用しており、今回の4条申請となったものです。

現地を確認したところ、進入路とカーポートが確認でき、申請のとおり利用されている状況であり、今回申請により違反転用の解消を図るもので、申請人より始末書の提出がございます。

以上です

事務局（笠原主査） 続いて、番号4について説明をいたします。

申請者、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●字●●、畠1筆、●●●●m² で令和●年●月に売買により取得した土地で、令和7年第8回定例総会 議案第39号番号3で、3条の規定による許可申請でご審議いただいた土地でございます。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●の ●●●●●●●●の●、約●●●メートル付近に位置しており、立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請人が経営する●●●●●園の 来客用駐車場として 一時的に転用するもので、転用する期間は令和●年●月末日までです。

申請地は 農振農用地区域内にある農地であり、転用につきましては 農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので、一時転用期間 終了後は、農地へ復旧する旨の誓約書が 添付されており、秩父市が定める農業振興地域 整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断し、例外的に転用を許可する場合に 該当するものと考えます。

申請人は 平成●●年に成立した法人で、●●●●の経営、●●●の経営、●●●の生産、販売などを事業目的の 一つとしております。

現在、申請地の隣接地で ●●●の●●●●を経営しており、●●●●●の季節には、来園者により 既存の駐車場では足りない状態になってしまいます。そのため、●●●●●のシーズンが終わる ●月末日まで 来客用の駐車場として、申請地を一時転用したいと申請するものです。

13日に担当委員さんと現地を確認すると、現在はパークが敷設され、管理された状態で、鉢植えされた●●●●●が置かれてありました。今後、霜対策のためハウスへ退避する予定とのことです。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見申し上げます。概要については、先ほど

事務局の説明の通りです。特に問題ないと思うんですけども、進入路という事、現状は降し機を使って作業をしていたと思うんですけども、今回に違反ということもありまして、手続きしてやっていくということです。そこの点線の奥が空き家になっておりまして、そこに行く関係で、という申請になっております。特に問題がないかなと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

1番 新井 範委員 1番新井です。先ほどらい、事務局のご案内の通りです。ご●●が持っている所の進入路と庭が無断転用というふうな形になっているのを、是正するということです。なんら問題はないかなと思います。皆さんのご判断の程どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

10番 芦田 希美委員 10番芦田です。番号4について意見を申し上げます。●●●●●のお客様の利用時間等を考えますと現在の駐車場だけでは、足りない状況にあると思います。駐車場として一時転用することは必要不可欠ではないかと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第55号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に説明させます。

事務局（小川主幹） 謙受人、謙渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●、畝、1筆、●●●m²で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の●側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、自己用住宅の建設でございまして、謙受人は、現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地に住宅を建築したいと申請されました。

現地は保全管理されておりました。

事務局（浅賀参与） 私からは、番号2と3について説明いたします。

最初に、2番について説明いたします。謙受人、謙渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字●●● ●●●番●●●●●m²で、●●●●●から●に●●●m位に位置しております。申請地は、建設業に伴う資材置場を計画している土地になります。

立地の基準につきましては、用途区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場の建設です。転用理由は、ここ数年●●●●での工事が増え、近距離の資材置場を探していたところ、地権者と土地譲渡の合意が整ったため、今回の申請を行うものです。

隣接地に、耕作農地はありません。また、今回の申請地の一部を進入路として使用していたため、始末書の提出がございます。

続きまして3について説明いたします。

謙受人、謙渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は●●●字●●● ●●●●番●、●●●●m²で、●●から●側に●●●m位に位置しております。申請地は、近隣に建設されている送電線用鉄塔の立替に伴い、重機設置場所及び資材置場として一時転用を計画している土地になります。

鉄塔の新建設用地の●●●●番●については、令和●年にすでに転用済みで、資材高騰等により建

設が延期されているもので、今年度着工予定です。

立地の基準につきましては、中山間地に介在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、工事用用地として一時転用し、送電線の立替に必要な重機の設置場所及び資材置場として使用するものです。

事業計画、資金計画は整っております、建設から60年以上経過した鉄塔の立替であり、今回の申請により、安全を確保し工事を実施したいとのございました。

現地を確認したところ、保全管理農地でございました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について、意見申し上げます。概要については先程事務局が説明した通りです。今回のその囲ってある黄色の隣になるんですが、矢印のところ、そこは先月総会に出ている案件だと思います。それと3種農地ということ、隣接農地、裏側であります、矢印の方ですか、そこは綺麗に管理してあり農地を耕作しております。そこも本人の譲渡人の土地ということですので、隣接農地も問題ないということでやむを得ないではないかというふうに判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

1番 新井 範委員 1番新井です。2番ですが、事務局のご案内の通りです。現状を何て言うんですか、綺麗に砂利っていうか、そういう物で出来ていて、入り口として自分で使っていたということで、始末書も出ているということでうす。親戚というか身内の方が取得するということで、なんら問題はないのかなというふうに思っております。

3番についてですが、元々昭和の初期のような時代の鉄塔を、移設するという形で、そこを借りて工事に入るという形ですから、何ら問題はないのかなっていうふうには思っております。事務局のご案内の通りでござりますので、皆様のお計らいのほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。番号3番ですが、これ進入路はどういうふうな形ですか。あの黄色く囲んだ所までの、この地図からするとどこから進入するのか、ちょっとわかりづらいんですが。

事務局（浅賀参与） 隣接に4メートルぐらいの道が通っており、そこから入ることになります。●

●●●●に川に下がる道が、申請地先まで広くなっており、進入路として利用可能です。

予定地の脇に重機を置いて設置する計画で、ここに鉄塔の基礎を建て、その上に鉄塔を建てる計画です。

7番 豊田 恵男委員 道路に接している解釈でよろしいですか

事務局（浅賀参与） 道路に接しておりますので大丈夫だと思います。

7番 豊田 恵男委員 はいありがとうございました。

議長（横田 友会長） 他に意見はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第56号上程 農用地利用集積等促進計画の意見について

議長（横田 友会長） 次に議案第56号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

黒澤事務局長 私からは番号1について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用

集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の5ページをご覧ください。申請地は、●●字●●●、畝1筆、●●●●m²です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●より●● ●●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から5年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●を栽培する予定です。促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人が経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、保全管理状態となっていました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌司委員 8番黒沢です。内容については事務局の説明のとおりでございます。ここ の農地は土地改良をした農地でございまして、事務局長、富田推進員、3人で現地の確認をしましたところ、草刈り等綺麗にされておりまして、保全管理状況でした。特に問題はないかと思うんですが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

4区 富田 典孝委員 4区の推進員の富田です。現地の方は今説明があつた通りでございます。長方形で非常に両側の道路も広域道がありますから、非常に良い立地条件である土地でございます。遠くから来られるようですが、何か本人も現地の方は確認をして、地主さんとも話をいろいろ詳細のところも聞いたようですので、現地の確認もしていただいたようですから、大いに活用していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第56号について、市長からの申し出の通り決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第7 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年第11回定例総会を閉会いたします。